



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？
「もの言う」自由を守る会
ニュース28号
2023年5月20日



〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視連帯訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>
☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613

この訴訟の本質がよく見えてきた 控訴審第4回口頭弁論

4月20日、控訴審第4回口頭弁論が名古屋高裁で行われました。

統一地方選後半戦の最中で忙しい人も多かったのですが、傍聴席はほぼ埋まりました。足を運んで下さった方に感謝します。入廷行動に先立って、昨年秋から集め始めた名古屋高裁宛の署名2,663筆

を提出しました。引き続き署名を集めて頂きたい、お願いいたします。

当日の入廷行動と報告集会の様子は動画で公開されています。ご視聴下さい。

<https://youtu.be/fDlw2nHnB3M>

(HPにリンクを張っています)



「もの言う」自由を守る会 7周年総会

とき：7月2日(日) 14:00～

ところ：大垣市スイトピアセンター

14:40～ 記念講演

「もの言う」自由と自己情報コントロール権

講師：實原隆志 南山大学大学院法務研究科教授



名古屋高裁に實原隆志先生の意見書を出しました。高裁でどういふ判決を勝ち取るべきかを示して下さいています。私たちの自由を守るために、学びましょう。

《次回口頭弁論のご案内》

日時：7月13日(木) 14時～

場所：名古屋高等裁判所 1号法廷

《7/13の行動予定》

13:20～ 裁判所前集会

13:35～ 入廷行動

14:00～ 口頭弁論

14:50～ 報告集会

第6・7準備書面「公安警察による個人情報収集は正当化されない」 - 弁護士・太田義基 -

＜法廷での要旨読み上げ＞

2023年4月20日の控訴審第4回口頭弁論で、第6・7準備書面（公安警察による個人情報収集は正当化されない）の要旨を読み上げました。

この期日に向けて、大垣警察が行った情報収集の目的は正当なものであるか、仮に正当な目的があるとしても情報収集を行う必要性が本当にあったのか、一審判決は国際的な水準等に照らすと市民運動の重要性を軽視していないか等の観点から準備書面を提出し、陳述しました。

私は、特に一審判決が肯定した情報収集の必要性について疑問を感じていた（詳細は次項を参照）ことから、本件口頭弁論の準備にあたり、情報収集の必要性に関する判例、裁判例（参考判例）を調べました。そして参考判例を分析してみると、具体的、客観的な情報収集の必要性が証拠上認定できる場合でなければ情報収集の必要性は肯定することができないという分析結果に至りました。

＜一審判決の問題点＞

一審判決では、「大垣警察が収集、保有していた情報の内容、情報収集の方法及び時期が証拠上明らかではなく、その必要性の有無及びその程度についても証拠上認定することができない。」「原告らは、過去に公共の安全と秩序の維持を害するような市民運動を行ったことはなく、本件情報交換当時、本件風力発電事業に関

し、原告らが公共の安全と秩序の維持を害するような具体的な活動をしていなかったことによれば、本件情報収集等の必要性はそれほど高いものではなかったと認めるのが相当である。」として証拠上情報収集の必要性を認定することができないと認めつつも、情報収集の必要性を肯定しています。これは私が分析した参考判例とは全く異なり、不当な判断と言わざるを得ません。

仮に、一審判決のように証拠上認定できないにもかかわらず、警察が個人の情報収集をすることが許されるとしたら、警察は事実上、無制限に個人の情報収集を行うことができます。憲法13条ではみだりに個人に関する情報を第三者にみだりに収集されない自由が保障されているところ、このような権利は絵に描いた餅になってしまう恐れがあります。そこで、何としても、情報収集の必要性については控訴審で是正しなければならないと思います。今回の準備書面を提出しました。



4月20日の法廷で、要旨を朗読された2名の弁護士からの寄稿（太田弁護士）と報告集会での発言のまとめ（樽井弁護士）です。

第8準備書面「憲法、国際人権法は、市民運動・社会運動に大きな期待を寄せている」-弁護士・樽井直樹-

一審判決は、情報提供はケシカランと言っているのに、情報収集についてはアッケラカンと認めてしまってる。1960年代の東京都公安条例事件。デモというのは一瞬のうちに暴力になるかもしれない、だから許可制にする必要があると警察の介入することを正当化するような判決があった。デモ暴徒化論とでもいうべきか。一審判決の考え方はこれに近い匂いがする。これは放っておけない。準備書面としては、デモ暴徒化論は駄目だというだけでは説得力が無いので、市民運動や社会運動のもつ価値をしっかりと打ち出そうということになった。

まず、憲法上どう位置付けられるのかを確認したい。戦後の日本の社会運動を見るだけでも労働運動・公害運動など色々な運動があって、それが憲法が保障している人権を内実のあるものにしてきた。人権とか民主主義とかは上から与えられているものではなく、まさに勝ち取ってきたものなのだ。社会運動が憲法でどう位置付けられているかという、憲法 21 条などで保障されている基本的人権であることは間違いない。それだけでなく、憲法は憲法的な価値を守っていくために、国民が市民運動・社会運動を展開することを期待している。

「憲法保障」の一環として国民に対しての人権を守っていく責務のようなものを訴える条文が幾つかある。憲法 12 条の「不断の努力」もその仲間だ。憲法が保障している人権を守り、内実のあるものに

していくのは国民に課された責務であり、憲法はそれを国民に期待している筈だと。その期待に応じて運動している市民・国民



に対して、警察がこれを「一瞬に暴徒になる」と監視対象にするのは憲法違反ではないか。この事件で、被告の警察側が言う「犯罪に発展する可能性がある限りは監視する」とか「SNS が発展しているから監視する必要があるのだ」とかは、憲法的観点からはとても正当化されない。

もう一つは国際的人権法の観点から考えるということだ。私達は人権の水準を、常に国際法上で捉え直す必要がある。1990 年以降、国際人権法・国際人権を樹立する条約がどんどん充実している。その中で国際人権高等弁務官という制度ができ、その冊子など見ると、市民社会スペースが強調され、私達が重視している市民運動・社会運動が必要不可欠なのだとしている。これを丁寧に紹介して、国際人権法の観点からも、市民運動を尊重することが求められるのだと訴えた。

この裁判についていうと、正当な市民運動に対する干渉・監視することを当然視する一審判決には、やはり問題があるということを経験所に意識してもらおう。情報収集活動と収集した情報を保有し続けるという国や県に対して、裁判所は厳格な態度で臨むべきだと訴えることにこの準備書面の主眼がある。

控訴審の今後の取り組みについて

報告集会では、次回期日に向け、①抹消すべき情報の特定 ②警察官の証人採用について取り組むという弁護団の方針が説明されました。

一審で、警察側は民事訴訟法 191 条の「職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁の承認を得なければならない」という条項を盾に「経歴以外は不承認」としたのを岐阜地裁は丸ごと受け入れて、警察官の証人申請を、裁判所が不採用としました。弁護団員であり、当会共同代表である横山文夫弁護士は「何としても警察官を証人採用させて尋問したい」と弁護団の意欲を語りました。「『公務に関する（職務上の）秘密』を

判断するのは誰か？ 従前は監督官庁とする解釈が強かったが、近年は、裁判所だという解釈も増えてきた」「この裁判は警備公安の違法・不当な活動を糾弾するものだ。一審は、情報提供について、違法と認定した。情報収集・保管の違法の可能性は強まった。違法を疑われている側が、証言させない、真実を語らせない、という姿勢で裁判に臨むのをそのまま見過ごすのはおかしい」「何のために収集したか（目的）、他にも情報はあるのではないか。不明確である以上、追及したい。」



また、中谷雄二弁護士は、陸自情報保全隊の市民監視違憲差止・国賠訴訟の原告側代理人として仙台高裁で情報保全隊幹部を尋問した経験を述べ、「『秘密』か否かは裁判所が判断すべき」と強調しました。

民事訴訟法（公務員の尋問）

- 191条** 公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁の承認を得なければならない。
- 2** 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。

<会員の皆さまへ> 今年度会費の納入をお願いします。振込手数料が上がっています。ゆうちょダイレクトなどをご利用下さると手数料が抑えられます。

「もの言う」自由を守る会
会員募集中！
年会費：個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》ゆうちょ銀行
記号番号 00800-0-216504
加入者名 「もの言う」自由を守る会

「もの言う」自由
を守る会HP↓

